

平成26年度加東市国民健康保険税に係る課税限度額の改正について

<国民健康保険税課税限度額>

(単位：円)

	現 行	改正後
基礎課税分 (医療給付費分)	510,000	510,000
後期高齢者支援金等課税分	140,000	<u>160,000</u>
介護納付金課税分	120,000	<u>140,000</u>
合 計	770,000	<u>810,000</u>

改正による影響について

<限度額超過世帯(現行)>

国民健康保険税		総世帯数	限度額超過世帯数	割合	備 考
基礎課税分 (医療給付費分)		5,031世帯	99世帯	1.97%	最小値と最大値の差は2.5%
後期高齢者支援金等課税分		5,031世帯	225世帯	4.47%	
介護納付金課税分		2,467世帯	89世帯	3.61%	

【算定条件】

平成26年3月31日現在の国保加入者が平成25年度の1年間加入した場合の試算

<限度額超過世帯(改正後)>

国民健康保険税		総世帯数	限度額超過世帯数	割合	備 考
基礎課税分 (医療給付費分)		5,023世帯	94世帯	1.87%	最小値と最大値の差は1.08%
後期高齢者支援金等課税分		5,023世帯	148世帯	2.95%	
介護納付金課税分		2,465世帯	53世帯	2.15%	

【算定条件】

平成26年4月1日現在の国保加入者が平成26年度1年間加入した場合の試算